

その他

農作物や庭木の果実の収穫徹底を～カラス被害を減らすために～

農地や市街地でカラスによるさまざまな被害が深刻となっ
ています。カラスは自然界の食べ物が少なくなる冬季に多く餓死するといわれていますが、農作物の収穫残さや庭木の果実などを放置すると、カラスへの餌付けとなり、個体数を減らすことができなくなります。カラス被害を減らすため、規格外の農作物は畑に放置せずに土中に埋める、木に残っている果実などはできるだけ残さず摘果するなど、ご



協力をお願いします。
 環境課環境保全係 (☎ 36-0677)

緊急通報システム事業

病弱などにより緊急通報を必要とする高齢者などに緊急通報システムを貸与する事業を実施しています。



▼対象 市内に在住するおおむね65歳以上の病弱な高齢者、重度の身体障がい者などが属するすべての世帯(世帯員がいる場合、就労などにより世帯員が長時間不在となる場合に限り)で、家庭にアナログ電話回線がある世帯(回線の種類によっては設置できない場合があります)
 ▼利用料(1カ月当たり) 世

帯全員が住民税非課税の場合=1,100円/世帯に住民税課税者がいる場合=1,650円
 ※当該事業での世帯とは、住まいを同じくしている家族となります。毎年8月ごろ、課税調査を実施することなどから、利用料が変更になる場合があります。
 介護福祉課 (☎ 40-7114)

夜間・休日納税相談のご利用を

収納課では、平日の日中に納税相談ができない人のために、夜間・休日納税相談日を設けています。
 ▼夜間納税相談 11月16日(月)～20日(金)の午後5時～7時30分
 ▼休日納税相談 11月22日(日)の午前9時～午後4時(この日は電話での相談や市税などの納付もできます)

納期限までに納付できない事情がある人は、未納のままにせずご相談ください。特別な理由がなく、納付および連絡がない場合は、差し押さえ処分を執行することもあります。
 収納課(市役所2階、☎ 40-7032、40-7033)

空き家の無料個別相談会

さまざまな空き家の問題(相続、登記、成年後見、境界、売買など)や有効活用、予防対策に向けた相談などに、専門家(司法書士、土地家屋調査士、空き家相談員)がお答えします。



▼とき 12月4日(金) 午後6時～8時
 ▼ところ 中央公民館相馬館(五所字野沢)研修室1～3
 ▼参加料 無料
 ※事前の申し込みが必要(事前の申し込みがない場合は開催しません)。
 ▼申込方法 11月16日(月)までに電話、ファクス、Eメール(氏名、連絡先、相談内容を記入)で申し込みを。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、会場で検温、手指消毒、アクリル板設置等の対策を講じます。参加する人はマスクの着用をお願いします。

弘前圏域空き家・空き地バンク登録物件募集中!

空き家・空き地をお持ちの方は気軽にご相談ください。農地付きの空き家も登録可能です。
 弘前圏域空き家・空き地バンク協議会事務局(建築指導課内、☎ 40-0522)

建築指導課空き家対策係 (☎ 40-0522、F 38-5866、E kenchikushidou@city.hirosaki.lg.jp)

1日体験ボランティア

ボランティア活動を始めるきっかけとして、1日だけの体験を試してみませんか。

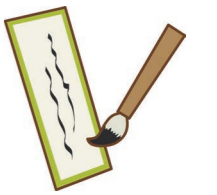


▼とき 11月29日(日)、午前9時～午後0時15分
 ▼集合場所 市立図書館(下白銀町)正面玄関(東北電力側)
 ▼内容 図書リサイクル準備の手伝い
 ▼対象 市民=10人(先着順)
 ▼参加料 無料(市立観光館地下駐車場などの駐車料金は参加者負担)
 ▼持ち物 飲み物、動きやすい服装、マスク
 11月5日(木)～20日(金)に、ボランティア支援センター(市民参画センター内、☎ 38-5595)へ申し込みを。

「協働によるまちづくり川柳」作品募集

市が市民の皆さんと一緒に取り組んでいる協働によるまちづくりの更なる推進のために、「協働によるまちづくり川

柳」を募集します。ボランティア、町会活動、地域行事、ゴミ拾い、防災活動など、皆さんの身近なまちづくりを川柳で表現してみませんか。



▼募集期限 11月30日(月・必着)
 ▼対象 市内に住む人、通勤、通学している人、弘前市が好きな人など、誰でも可
 ▼テーマ ①協働、②まちづくり
 ※自作、未発表の作品に限ります。応募作品の著作権は市に帰属するものとします。
 ▼応募方法 郵送、持参またはEメール(川柳・川柳に込めた思い・氏名・ペンネーム・住所・年齢・電話番号を記入)で提出してください。
 ※用紙、投票箱を市民協働課に設置しています。ハガキなど任意の用紙でも応募できます。
 ▼作品発表 1月上旬に市ホームページで発表します。
 市民協働課(〒036-8551、上白銀町1の1、市役所2階、☎ 40-7108、E shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp)



鳥インフルエンザの発生を防止しましょう



鳥インフルエンザウイルスは、渡り鳥によって海外から持ち込まれると考えられています。

秋から冬は渡りが始まり、本病発生の警戒が必要となる時期ですので、次のことにご注意ください。

※家きん…(家畜として飼育されている)鶏、アヒル、ウズラ、キジ、ダチョウ、ホロホロ鳥、七面鳥などの鳥類。

【家きん(※)を飼っている場合】
 ①渡り鳥や野鳥との接触を避けるため、野外での放し飼いをしない。また、飼育小屋は防鳥ネット(2cm角以下)で囲い、野鳥が入らないようにする。
 ②飼育小屋は定期的に消毒し、清潔な状態で飼育する。
 ③世話をするときには、専用の履物や衣服を身に付け、終了後は履物、衣服、手指の消毒を。
 ④家きんの死亡が続くなど異常がみられた場合は、すぐにつがる家畜保健衛生所に連絡を。

【死亡した野鳥を見つけた場合】
 ①素手では触らない。
 ②多数の野鳥がまとまって死亡している場合は、相談を。
 ③②以外の場合で死亡した野鳥を処理する際は、ビニール袋に入れ一般ごみとして処分を。

つがる家畜保健衛生所(☎ 0173-42-2276) / 中南地域県民局地域農林水産部林業振興課(☎ 33-3857) / 農政課(☎ 40-0504)

有料広告

有料広告